

平成29年度工場等判断基準ワーキンググループの取りまとめに当たって
ご確認いただくべき主な修正事項

平成30年1月
資源エネルギー庁省エネルギー課

1. 工場等判断基準の基準部分に係る見直し（案）

(1) ア～クの並び順について

（ご意見）ア～クの規定について、「管理体制の整備」から始まっているが、ISO50001の規定順に合わせれば「取組方針の策定」から始まるのではないか。

（対応）ご指摘の通り、ISO50001の規定は「取組方針の策定」から始まっているため、当該規定を冒頭に位置付けることとしたい。

(2) 責任者が計画を報告する機関の名称について（修正後のウ関係）

（ご意見）意思決定機関の「機関」という表現では議事録が残るような会議を想起させることから、「意思決定者もしくは機関」とすべきではないか。

（対応）現行のエネルギーの使用の合理化等に関する法律において、特定事業者等の中長期計画書は法人の代表者名で主務大臣に提出されることとなっているため、当該計画は取締役会等に諮問されていることが当然に想定され、当該機関の総称として「業務執行を決定する機関」を使用することとしたい。

(3) 客観性を高める手法の規定ぶりについて（修正後のカ関係）

（ご意見）外部監査にはコストが掛かることは当然のことながら、内部監査であっても資格や手順等の準備が必要となる。そのため、監査を行うことには反対である。

（対応）「監査手法（or 内部監査等）を検討」という規定ぶりは、必ずしも監査手法の活用を企図したものではなかったが、よりその意図を明確化するため「客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討」と修正し、客観性を高める手法の活用についてその必要性の検討を促すこととしたい。

(4) a～fの並び順について

（ご意見）a～fの並び順は、対象事業者の多さなどの観点から並び替えた方がいいのではないか。

（対応）ご指摘の通り、工場等单位、設備単位での基本的実施事項がバラバラに並んでいるため、対象事業者の多さ及びエネルギー管理のプロセスの順に規定順を修正することとしたい。

(5) 廃熱等の発生状況の把握等の規定ぶりについて（修正後のc関係）

（ご意見）廃熱等の発生状況の把握が有効であるという趣旨には賛成だが、主要であって

も設備が多いため全ての把握は困難である。「優先順位を付ける」など必要に応じて実施するという文章にしてほしい。

(対 応)「主要な設備」という規定ぶりで限定を付すこととしていたが、ご指摘を踏まえてより具体的な限定を付すため、「エネルギー消費量の多い設備」について「優先順位等を付けて」という規定ぶりに修正する。なおそれに伴って、「エネルギーの使用状況」の把握等はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき常に求められる行為であるため削除し、当該規定は「廃熱等の発生状況」に限定することとしたい。

(6) その他

- ①修正後のウ及び【工場等单位、設備単位での基本的実施事項】の前文に「事業者は」を追加。
- ②修正後のクについて、(1) 及び (6) ②の修正に伴って、修正後のア、イ、ウ、キのタイトル名をそれぞれ変更・修正。
- ③【工場等单位、設備単位での基本的実施事項】の前文で「a. から d. まで」を「a. から f. まで」に修正。
- ④修正後の b の「やエネルギー管理システム」について、エネルギー管理システムの整備は工場等判断基準の目標部分の記述であるため、基準部分においては削除。
- ⑤修正後の e の「エネルギーの使用に係る設備」について、他の規定との平仄を合わせて「エネルギーを消費する設備」に修正。

2. 平成29年度工場等判断基準ワーキンググループ 取りまとめ (案)

第3回のワーキンググループでの審議を踏まえ、1. (6) 今後の検討方針について、ベンチマーク制度を全産業のエネルギー消費の7割に拡大するという目標を達成した後の方向性についての記述を追加した。また、その他にも修辭的な修正等を実施した。